

### 安全・安心な市民生活を応援 八街市消費生活センター



#### 訪問してきた買い取りを 行う業者との契約は慎重に

##### ★相談事例

「不用品があれば買い取る」と女性が訪問してきた。突然だったもので、すぐには用意できなかったことを伝えると、1時間後に今度は男性が来た。いらない洋服などを出したが、「壊れた宝飾品があれば出してほしい」と言われ、指輪などを含めて2万5千円で買い取ってもらった。その後、形見の指輪を渡したことを後悔し、また買い取り価格が安すぎると思う、買い戻したいと電話をしたところ「商品は別の業者に渡してしまった」と言われた。

##### ＜相談員のアドバイス＞

訪問購入は、事業者が消費者の自宅などに訪問して、物品の購入を行う取引のことで、訪問購入業者は突然訪問して勧誘することはできません。このような行為を行う訪問購入業者を家に入れないようにしましょう。

訪問購入業者が、事前に電話などで連絡した場合でも、消費者が事前に承諾した買い取り対象以外の物品について売却を求めるとはできません。「貴金属はないか」などと当初とは違う物品の売却を突然求められたときは、きつ

ぱりと断りましょう。

訪問購入はクーリング・オフができます。（法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日間）この期間内は訪問購入業者に物品を引き渡さないこともできるので、物品を渡さないことがトラブルを防ぐ1つの方法となります。

##### 有名企業の

##### 公式サイトだと思ったら 模倣サイトだった

##### ★相談事例

有名家具店の公式サイトだと思い、ソファが約2万円と安くなっていたので購入した。受注メールが届かないので、改めてサイトを確認したところ、URLが公式サイトと違っており、偽サイトだと気付いた。

##### ＜相談員のアドバイス＞

有名企業などの公式サイトによく似た模倣サイトで商品注文し、代金を支払ってしまったという相談が寄せられています。

模倣サイトでは、日本語などが明らかにおかしいものもあります。最近では見分けがつかないほどよく似ているものもあります。販売価格が大幅に値引きされている場合などは、模倣サイトの可能性

が高く、注意が必要です。

模倣サイトでクレジットカード決済をしたことに気付いたときは、すぐにクレジットカード会社に連絡しましょう。

※「相談員のアドバイス」は、相談事例のほかに、類似した相談のアドバイスも掲載しています。

##### 消費生活センターからのお願い

消費生活センターへの相談は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、まずは電話での相談をお願いします。ご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

##### 消費生活センター

443・9299  
月曜～金曜日（祝日を除く）  
午前9時～正午・  
午後1時～4時  
商工観光課  
443・1405



## まちのわだい

### 市内小学校区通学路危険箇所を 現地確認しました

9月14日(火)～30日(木)、市内全小学校区の通学路の危険な箇所を登下校の時間に合わせて現地確認しました。  
通学路一斉点検を実施した結果、市内小学校区の通学路150箇所が危険箇所としてあげられました。このことから今回、実際の登下校の時間帯での児童や車両の交通状況などをあらためて確認し、通学路の現状を把握することで、今後の子どもの安全確保に向け、対策の一層の強化を進めていきます。



### 秋の全国交通安全運動の啓発を 実施しました



秋の全国交通安全運動の期間、9月21日(火)～30日(木)にあわせて、本市においても9月21日(火)に啓発活動を実施しました。  
この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と飲酒運転など悪質運転の撲滅や正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより交通事故防止の徹底することを目的に実施しました。

### 防災行政無線が 聞こえにくいときにご利用ください

フリーダイヤルサービス  
防災行政無線で放送した内容が聞けます。  
☎0120-609-119  
やちまたメール配信サービス  
防災行政無線、気象情報、防犯情報、各種講座・イベント情報などを電子メールで配信します。  
登録方法は、QRコードを読み取ってください。

